

新型コロナウイルス感染拡大に伴う基本方針について (対象期間： 令和3年10月1日～)

令和3年9月29日

茨城県結城看護専門学校

8月20日に国から、茨城県を含む13都府県に対して、令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで緊急事態宣言が発出され、9月9日には引き続き9月30日(木)までの緊急事態宣言延長が決定されました。

その間、当校ではリモート等による授業の実施、外出自粛及び感染防止対策を徹底してまいりました。

その後の感染拡大状況を踏まえ、9月28日に国から緊急事態宣言の解除の決定が発表されました。

それを受けまして、当校では授業等について、下記の方針で対応するとともに、感染防止対策を引き続き徹底してまいります。

記

1 授業などについて

- ・講義は、対面を基本としますが、講師の教授方法等により、リモートによる授業を実施する場合があります。
- ・臨地実習は、臨地(医療機関及び施設等)による実習を基本としますが、今後の感染拡大状況及び実習施設の実習受入れ状況により、実習方法を変更する場合があります。
- ・引き続き、学生の心身の健康状態を確認し、健康指導や個別相談に応じます。校内でのカウンセリングも予定通り実施しておりますのでご活用ください。

2 感染防止対策

- ・健康チェック表及び行動履歴等の記録は継続し、心身の健康管理を徹底します。
- ・手洗い・うがい・マスク使用による衛生管理及び、食事・休息時間の確保等による健康管理を徹底します。
- ・外出は自粛し、「人から移らない・人に移さない」行動を徹底します。
- ・学生本人が発熱・倦怠感・頭痛・咽頭痛などの症状がある場合は、診療所等に事前連絡を入れた上で、早めの受診行動をとるよう指導します。
- ・学生以外の同居家族の方が発熱などの症状がある場合は、学生は登校せずに学校に連絡を入れ、相談行動をとるよう指導します。

3 保護者等からの照会・対応先

問合せ等の対応は教頭、教務主任が行います。不在時は事務長が対応します。

以上